

P T Aのしおり (保存版)



さいたま市立指扇北小学校 P T A

(令和7年4月1日版)

目次

1. P T Aって何？	・・・ 2
2. 指扇北小のP T A	・・・ 3
3. 指扇北小P T Aの新組織	・・・ 4
4. 委員について	・・・ 5
5. 活動内容	・・・ 6
6. ボランティア活動	・・・ 11
7. 会費	・・・ 12
8. 役員・委員の取り扱い	・・・ 13
9. P T A活動予定	・・・ 14

1. P T Aって何？

Parents=保護者 **T**eachers=教師 **A**ssociation=組織

の略です。

保護者と先生と地域が連携し、子どもたちのすこやかな成長のために、何か出来ることはないかと考えている集まりです。

子どもの心の成長は、時と場所を選ばず継続しています。家庭・学校・地域がコミュニケーションを取ることで信頼関係を築き、学校教育の理解を深め、様々な課題の防止・対策・解決につなげることが重要です。



指扇北小 P T A は家庭環境の多様化に伴い、今の時代にあった形にすることで、一人ひとりの負担を減らし、誰もが参加しやすく楽しめる活動にしていきたいことを目標にしています。

2. 指扇北小のPTA

(1) ボランティア制の導入

従来のPTA活動は、参加する保護者は1児童につき、「1人1役」という形で行われてきました。

しかし、共働き世帯の増加、介護や病気、未就学児の育児など、保護者のライフスタイルが変化し、従来の活動の推進が困難な状況となりました。

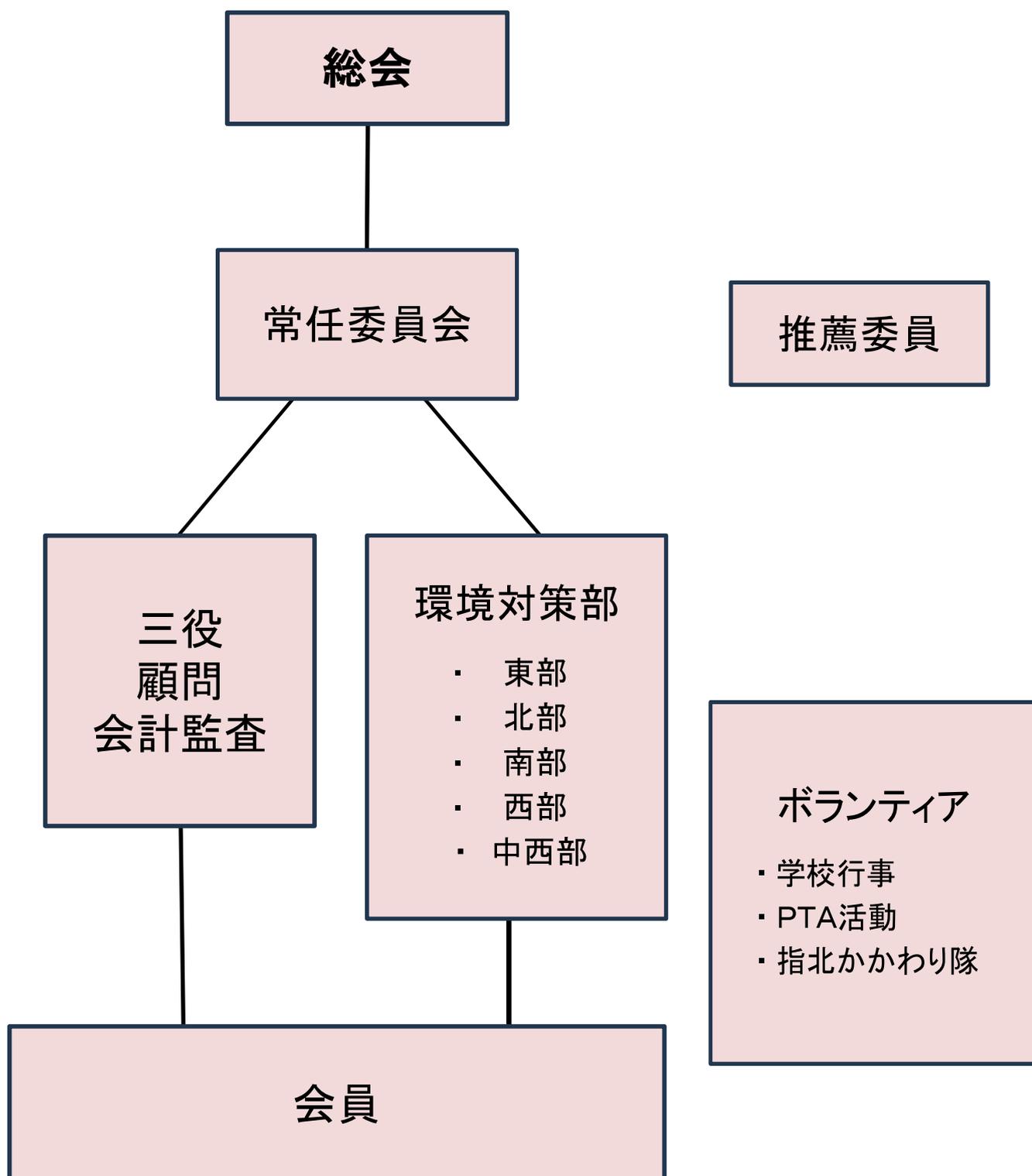
そのため、令和7年度より、活動を「ボランティア制」に移行することにより、保護者の皆さんが参加しやすい組織に変えていくことにしました。

【ボランティア制とは】

「各学級何名」というようなPTAの委員選出をせず委員会を廃止し、これまで委員で担ってきた活動のほとんどを募集で活動するという運営方法です。エントリー制、サポーター制などとも呼ばれています。さいたま市内の学校でも浦和区、北区、見沼区などですでに実施している学校があります。

PTAの全ての活動をボランティア制にできることが望ましいですが、子どもの安全に関わる活動であることから【環境対策部】は、検討の結果ボランティア制への移行が難しく、今後も従来の役割を踏襲することになりました。ただし、ペーパーレス化など負担の軽減の取り組みは継続して行う予定です。

3. 指扇北小PTAの新組織



4. 委員について

環境対策部

◆西部

(ライオンズ・ガーデン、穂積・峰岸、辻、峰岸団地、高木・滝沼)

◆中西部

(秋葉、中釘団地、太陽ヶ丘、中釘、天神)

◆南部

(末広・さしおうぎ団地、高木阿弥陀寺、高木北貝戸、トヨタホーム)

※トヨタホームは令和8年度より独立

◆北部

(木ノ下、高木住宅、西新井団地、西新井)

◆東部

(デュオヒルズ、清河寺南部、清河寺北部)

◎各ブロックごとにブロック長を1名選出

5. 活動内容

(1) 本部

① 会長（1名）

◆ P T A活動における実行責任者（判断の決定など）

◆ 校外活動の参加

- さいたま市 P T A協議会西区連合会

西区スポーツ大会、西区連合会の行事運営、西区連幹事会（月1回程度）の参加、情報交換会（年2回）、上位組織（さいたま市PTA協議会）の活動への参加

総会（年1回）、幹事会（年数回）、他校の行事（入学式、卒業式、運動会等）へ来賓として参加

◆ 校内活動の参加

- 学校運営協議会（年3回）への参加
- 学校内の行事（入学式、卒業式、運動会など）の手伝い
- 周年行事の参加（実行委員長、顧問など）
- 学校給食運営協議会 など

②副会長（若干名）

◆ボランティア参加者への連絡調整・運営に関すること、学校との連絡窓口

◆校外活動の参加

- 西区連合会の情報交換会の参加（年2回）
- 講演会の参加（年2回）

◆校内活動の参加

- 掲札式の準備、実行
- 地区全体会の参加
- P T A活動に関する事務対応 など

③会計（2名）

◆校内活動の参加

- 予算の立案、予算書作成、決算書作成
- 会計監査の準備、実行
- P T A活動における資金管理、口座の入出金対応
- 保険など費用が掛かる事務手続きの対応 など

④書記（2名）

◆PTAに関する書類作成

- ・ 会議資料の作成
- ・ 総会の資料作成
- ・ 副会長、会計のサポート
- ・ 新入生、転入生の資料作り
- ・ 三校連絡会の資料作成 など

⑤本部三役全体として

- ・ 秋葉神社例祭パトロール
- ・ 夏休み作品展の手伝い
- ・ 学年監査
- ・ 三役会、常任委員会出席 など

(2) 環境対策部

◆ 校内活動の参加

- ・ 新1年生の地区分け（12月～3月頃）
 - ・ 学校側と協力し、名簿の作成
 - ・ 転入、転出の対応
- ・ 地区全体会の出席（年2回）
- ・ 常任委員会出席

◆ 校内活動の参加

- ・ 子どもひなん所110番の家の活動（随時）
- ・ 資源回収、除草作業の指揮
- ・ 秋葉神社例祭パトロール

※地区にもよりますが、選出する際は可能な限り役員未経験の方からの選出のご協力をお願いします。

(3) 全保護者

*****地区委員（長）は、PTA会員に関わらず、全保護者対象*****

◆朝の旗振り（当番制）

- 当番表に基づき、担当地区の旗振り当番を実施
- 旗振りセットを次の保護者へ渡す（従来と同じ対応）

※割り当てられた当番日程の都合が悪い場合は、保護者の方ご自身で他の保護者の方と入れ替わる等、日程調整を対応頂きます。

◆防犯パトロール（随時）

- 当番表に基づき、担当地区の旗振り当番を実施
- パトロールセットを次の保護者へ渡す（従来と同じ対応）

※割り当てられた当番日程の都合が悪い場合は、保護者の方ご自身で他の保護者の方と入れ替わる等、日程調整を対応頂きます。

◆除草作業 年2回



6. ボランティア活動

(1) 学校、または校外でのボランティア活動

下記の活動等に、御都合がつく時に参加の御協力をお願い致します。
(強制参加ではありません)

項目	内容	時期
運動会手伝い	駐輪場誘導 ※ お子さまの競技は観覧可能です。	未定 (運動会当日)
不定期外部講演会の参加	さいたま市PTA協議会、地域団体のセミナーなど聞きたい講演会に参加できます。	不定期
夏休みの作品展のお手伝い	夏休みの作品の撮影、ウェブへの掲載	9月 (年1回)
給食試食会の受付	対象学年の保護者受付	10月 (年1回)

※ボランティア活動は、学校またはPTA本部よりお知らせいたします。



(2) 各家庭でのボランティア活動

各御家庭にて、御都合がつく時に、随時御協力お願い致します。

項目	内容	時期
下校時の防犯パトロール	児童下校の際に、自宅付近や通学路で児童の見守りを行います。	随時
ウェブベルマークの活用	ウェブベルマークのサイトに登録することで、ネットショッピングの際に買い物に応じてベルマークポイントが貯まる仕組みです。 ※マークを切って集めるベルマークの点数と合算してご利用いただけます。個人での活動のみ	随時 ウェブベルマークの QRコード 
資源回収	回収業者による資源回収を行います。	月1回

7. 会費

1家庭につき、年額 2000 円とします。

※会費の増減に関しては、予算の執行状況を見て都度見直しを行いません。

8. 役員・委員の取り扱い

項目	任期	内容
本部三役	2年	<ul style="list-style-type: none"> ・本部三役経験者は、ブロック長を永年免除 ※過去、三役経験者も含む ・任期中の会費を免除 ・卒業式は、本部三役経験者の保護者に来賓席を用意 ※卒業児童の在学中（6年間）にPTA本部役員経験者のみ ・運動会の本部席、音楽会の前列確保※任期中、および前年度本部役員経験者 ・給食の試食会
環境対策部 (ブロック長)	1年	<ul style="list-style-type: none"> ・任期中、音楽会の前列確保 ・給食の試食会 ・パトロールと旗振り免除 ※地区に免除範囲は要相談 ・任期中の会費を免除
ボランティア活動	お子様が 在学中の 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・募集定員に満たない場合、集まった人でできることを検討します。 ・ボランティア活動に参加しても、従来の委員カウントとはしません。
過去、 常任委員、 会計監査経験者		<p>ブロック長免除</p> <p>※常任委員とは、本部三役、学年長、部長、環境対策部ブロック長</p>

9. P T A活動予定

4月	秋葉神社例祭 巡視	環境対策部・三役
5月	第1回常任委員会	校長・教頭・三役、環境対策部
6月	第1回地区全体会	環境対策部・三役
	P T A会費集金	三役
	学校安全ネットワーク連絡会	環境対策部
9月	西区作品展関連作業	ボランティア
	学校給食運営協議会	校長・教頭・三役 ボランティア
10月	第2回常任委員会	環境対策部・三役
11月	就学児健診	校長・教頭・三役
12月	秋葉神社例祭 巡視	環境対策部・三役
1月	新入生保護者説明会	校長・教頭・三役
2月	三校連絡協議会	校長・教頭・三役
	第2回地区全体会 第3回常任委員会	環境対策部・三役

※その他必要な場合に応じて、三役会開催予定